

広島県告示第三百七十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第九百七十七号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産局農水産振興部農業経営課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十一年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
三次農業振興地域	<p>三次市のうち、別図で黄色に着色した部分（平成十四年三次市告示第二十三号、平成十四年三良坂町告示第三十四号及び平成二十一年三次市告示第三十九号で定められた都市計画の用途地域の区域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七三二、七三三、七三四から七三六まで、七三九から七四三まで、七四八、七五〇、七五一、八二七、八二八、一〇〇一から一〇〇六まで、一〇四一から一〇四五まで、一〇四七から一〇五一まで、国有林の林班番号一〇〇四から一〇〇六まで、一〇四四、一〇四五、一〇四七、一〇四八、一〇五一に囲まれた区域〔神之瀬峡県立自然公園のうち神之瀬川流域〕及び官行造林地（林班番号の七四の三、七四の三六、七四の三七、五六九、五七六の一、五七六の三）の区域及び赤色に着色した部分（昭和四十三年農林省訓令第四五号に基づき定められた民有林のうち布野村の林班番号一四、二〇、二二、二七から二九まで、三一、三二、三五、七四、七五、七八、八〇から八四まで、八五のい、八八、九七、一〇一、一〇五のへ、一〇六、一〇八、君田村の林班番号の二六、二八、三一から三六まで、四二、六一、作木村の林班番号の二三、二四、三三、三四、三八、六六、九四、一一七、一一八の区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）。</p>